

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">高知県鳥獣被害防止総合対策<u>事業費補助金</u>交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県鳥獣被害防止総合対策<u>事業費補助金</u>（以下「<u>補助金</u>」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>補助</u>目的及び<u>補助</u>対象事業)</p> <p>第2条 県は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）にのっとり、地域における鳥獣被害を軽減する取組に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の2の（1）及び（<u>4</u>）に基づいて実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で<u>補助金</u>を交付するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>(<u>補助</u>対象経費及び<u>補助</u>率)</p> <p>第3条 前条に規定する<u>補助</u>対象事業（以下「<u>補助</u>事業」という。）に係る<u>補助</u>対象経費及びこれに対する<u>補助</u>率は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。</p> | <p style="text-align: center;">高知県鳥獣被害防止総合対策<u>交付金</u>交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県鳥獣被害防止総合対策<u>交付金</u>（以下「<u>交付金</u>」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>交付金の交付</u>の目的及び<u>交付</u>対象事業)</p> <p>第2条 県は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）にのっとり、地域における鳥獣被害を軽減する取組に対して、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第4の2の（1）及び（<u>5</u>）に基づいて実施する事業に要する次に掲げる経費に対して、予算の範囲内で<u>交付金</u>を交付するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>(<u>交付</u>対象経費及び<u>交付</u>率)</p> <p>第3条 前条に規定する<u>交付金</u>対象事業（以下「<u>交付金</u>事業」という。）に係る<u>交付</u>対象経費及びこれに対する<u>交付</u>率は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。</p> |

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の着工)

第5条 補助事業者は、補助事業を着工する場合は、原則として、補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による交付決定前着工届を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、そ

(交付金の交付の申請)

第4条 交付金事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、交付金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金事業の着工)

第5条 補助事業者は、交付金事業を着工する場合は、原則として、交付金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により交付金の交付の決定前に着工する必要がある場合は、補助事業者は、別記第2号様式による交付決定前着工届を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条第1項の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、そ

の適否を審査し、**補助金**を交付することが適当であると認めるときは、速やかに**補助金**の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) ～ (10) (略)

2 知事は、**補助金**の交付の決定をする場合において、**補助金**の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(**補助金**の交付の条件)

第6条の2 **補助金**の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) **補助**事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、**補助金**の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) **補助**事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(4) (略)

(5) **補助**事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

の適否を審査し、**交付金**を交付することが適当であると認めるときは、速やかに**交付金**の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) ～ (10) (略)

2 知事は、**交付金**の交付の決定をする場合において、**交付金**の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(**交付金**の交付の条件)

第6条の2 **交付金**の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) **交付金**事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、**交付金**の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

(3) **交付金**事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(4) (略)

(5) **交付金**事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) **補助**事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) (略)

(**補助**事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による変更・中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) (略)

(2) **補助**事業の施行箇所又は当該**補助**事業による施設等の設置地区を変更する場合

(3) **補助金**の増額又は減額の場合

2 知事は、前項の変更・中止(廃止)承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(**補助**事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、**補助**事業が予定の期間内に完了しない場合又は**補助**事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び**補助**事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告書)

第9条 補助事業者は、**補助金**の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記第4号様式による遂行状況報告書を作成し、当該年度の12

(6) **交付金**事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(7) (略)

(**交付金**事業の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による**交付金**変更・中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) (略)

(2) **交付金**事業の施行箇所又は当該**交付金**事業による施設等の設置地区を変更する場合

(3) **交付金**の増額又は減額の場合

2 知事は、前項の**交付金**変更・中止(廃止)承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

(**交付金**事業の遅延等)

第8条 補助事業者は、**交付金**事業が予定の期間内に完了しない場合又は**交付金**事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び**交付金**事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(**交付金**事業遂行状況報告書)

第9条 補助事業者は、**交付金**の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、別記第4号様式による**交付金**遂行状況報告書を作成し、当該年度

月 20 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した別記第 5 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合は、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年の 5 月 31 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第 11 条 知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものにつ

の 12 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

(交付金事業の実績報告等)

第 10 条 補助事業者は、交付金事業が完了したときは、交付金事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに交付金事業の成果を記載した別記第 5 号様式による交付金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした補助事業者は、前項の交付金実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により交付金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の交付金実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 6 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合は、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年の 5 月 31 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(交付金の概算払)

第 11 条 知事は、既に着手した交付金事業で必要があると認めるものにつ

て補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) (略)
- (4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) (略)

(繰越承認の申請)

第13条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工期の延期)

第14条 補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた補助事業について、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、速

いて交付金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は交付金事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、交付金の交付を受けたとき。
- (3) (略)
- (4) 交付金事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。
- (5) (略)

(繰越承認の申請)

第13条 補助事業者は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、交付金事業を繰り越す必要がある場合は、別記第8号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(工期の延期)

第14条 補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた交付金事業について、やむを得ない理由により工期の延期が必要となった場合は、

やかに別記第9号様式による工期延期承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で処分制限期間を経過しないものは、別記第10号様式による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 (略)

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

速やかに別記第9号様式による工期延期承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、交付金事業に係る帳簿及び関係書類を当該交付金事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、交付金事業により取得した財産1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具で処分制限期間を経過しないものは、別記第10号様式による財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 (略)

(情報の開示)

第17条 交付金事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行し、平成 24 年 11 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、同月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行し、平成 24 年 11 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行し、同月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行し、同月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行し、同月1日から適用する。

この要綱は、令和2年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。